

4月から森林の所有者届出制度がスタートします

昨年4月の森林法改正により、今年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が義務付けられました。

届出対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。

届出期間 土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

お問い合わせ

- ・市役所農林水産課（第2庁舎）
☎ 63—3761
- ・佐渡地域振興局 林務担当
☎ 74—3464

中小企業、個人事業者の皆様へ 特許・商標・意匠等相談会、知的財産講座

製品や技術等を知的財産として管理するために「特許・商標・意匠等相談会、知的財産講座」を開催します。

日時 3月21日（水）午後1時30分～5時
会場 佐渡島開発総合センター

内容

〔午後1時30分～2時30分〕

○観光関連商品・サービスに使える商品活用事例

○簡単にできる商標出願書類の作成方法

定員 30名
〔午後2時30分～5時〕

○「特許・実用新案・商標・意匠」無料相談
定員 5名

講師（社）新潟県発明協会 統括知財アドバイザー 比企修さん

主催（社）新潟県発明協会
協力 佐渡市・佐渡連合商工会

その他 いずれも参加無料です。当日は、企業訪問相談の予約受付もありません。定員がありますのでお早めにお申し込みください。

申込み・お問い合わせ
市役所観光商工課 商工振興係（第2庁舎）
☎ 63—5116

ご利用ください

●働く資格取得支援事業補助金

市では、市内の中小企業者や失業者の方などが業務・就労に必要な資格（国家資格・公的資格・民間資格など）を取得する際に、その費用の一部を支援しています。

対象者

- ・失業者等でハローワークに求職登録している方
- ・市内の中小企業者のうち次の対象業種に該当する事業者
- ・鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、サービス業（一部を除く）

補助内容 資格の取得にかかる受験料・受講料・旅費の2分の1以内の額

※1人あたり5万円を上限、千円未満は切り捨てます。

※1事業者あたり5人を上限、1人1回までです。

●中小企業緊急雇用安定助成金

市では、市内の中小企業者が景気変動など経済上の理由により、事業活動の縮小が余儀なくされ、雇用する労働者を一時的に休業させた場合に、国の中小企業緊急雇用安定助成金の休業手当分を上乗せ助成しています。

対象者 市内に1年以上事業所等を有する中小企業主で、ハローワークに中小企業緊急雇用安定助成金に係る計画書を提出し、支給決定を受けた人

※ただし、申請時において廃業または事業所等が廃止されている場合は対象となりません。

※対象は、判定基礎期間の末日が平成22年4月1日～平成24年3月31日の期間内のものです。

補助内容 新潟労働局で決定をした中小企業緊急雇用安定助成金支給決定通知書の金額から算出された中小企業者が負担する休業手当額の2分の1以内の額（千円未満は切り捨てます）

お問い合わせ

市役所観光商工課 商工振興係（第2庁舎）
☎ 63—5116

司法書士による無料法律相談

★面談方式です。事前にご予約ください。

日時 3月26日（月）～30日（金）
午後1時～午後5時

場所 市内の各司法書士事務所

- ・土地や建物の売買、贈与、相続、担保権の設定等の手続き
 - ・会社・法人の設立、変更等の登記問題
 - ・建物の新築、増築についての手続き
 - ・金銭の貸し借り、借地・借家等のトラブルの申し立て
 - ・多重債務者の調停、訴訟、自己破産等による救済の申し立て
 - ・訪問販売の解約、保証人、隣地間のもめ事等の手続き
 - ・家庭内の人間関係と結婚、離婚、内縁等の問題の手続き
 - ・遺言の方法と相続手続き
 - ・高齢者の今後の財産管理等（生前贈与・遺言・負担付遺贈・死因贈与・信託・財産管理委任契約等の手続き）
- その他、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ

司法書士会佐渡支部 ☎ 55—3117

